

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年12月まで

私は、平成5年に転出前のA市で「漏れがありますね。」と言われ、転入後のB市では「納まっています。」と言われた。昭和55年2月から国民年金に任意加入をしているが、資格喪失の届出をした覚えが無く保険料は納付していたので、申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の母に国民年金の任意加入を勧め、母の加入手続も行うなど、国民年金制度に対する理解があり、納付意識も高いことがうかがえる。

また、申立人は夫の転勤による転居が多いが、住所の切替手続も適切に行われていることなどから、保険料を怠ることなく納付したとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人が保管する年金手帳及び社会保険庁の記録では昭和56年4月に国民年金の任意加入の資格を喪失し、57年1月に任意で再加入した記録となっているが、申立期間に夫の転勤は無く、経済状況や生活状況に変化も認められず、国民年金の任意加入の資格喪失申出書を提出する理由が無い旨の申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

20歳の時に国民年金に加入し、保険料は親が納付してくれた。昭和45年に結婚してA市に転居し、47年5月にB市に戻り夫婦二人で自営業を始めた。その年の何月かに納付が遅れた分の保険料を夫がまとめて納付してくれた。自営業を始めた後は、町内会担当の方が集金に来るようになった。

夫の保険料は、きちんと納付されているのに、私の保険料だけが2年もの間未納になっているので驚いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外にはおおむね未納は無く、申立人の夫についても国民年金加入期間480か月のうち479か月の保険料を納付していることから申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の約1年前である昭和47年5月からB市（現在は、C市）に転居し、その後、自営業を営んでいるが、C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、「50.4.1 管理不要決定」、「51.4.19 不在復活」という記載があり、これは50年4月1日から51年4月19日まで申立人が不在被保険者として扱われていたことをうかがわせるが、同被保険者名簿では50年12月26日に申立期間直前の45年4月から48年3月までの保険料を特例納付していることが確認できること、及び同居していた申立人の夫に係る被保険者名簿には不在被保険者に関する記載が無いことなど、行政側の記録管理に不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年3月まで

昭和47年6月9日に申立期間の国民年金保険料を納付した際の領収証書がある。

社会保険事務所では、「申立期間の保険料が納付されたことは事実であるが、申立期間と一緒に納付された申立期間以外の期間の中に時効で定額納付できない期間が含まれていたために、後日、当該期間を定額納付から保険料が高い特例納付に変更し、その結果、納付額に不足額が生じたことから、不足額に充当するために申立期間を定額納付から未納に変更した。」と言っているが、申立期間を未納に変更した時点で申立期間の保険料を納付する機会も無かった。

定額納付した後に保険料が高い特例納付に変更された期間は、本来国民年金保険料を納付する必要のない厚生年金保険の加入期間だったとして、平成9年になってから保険料を還付された。

私は、社会保険事務所が発行した納付書に従って納付していたのに、このような取扱いで申立期間が未納とされたことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和43年11月から46年3月までの29か月分の保険料として、47年6月9日に10,050円を納付している。

しかしながら、この納付した10,050円には、本来納付できない厚生年金保険被保険者期間である昭和43年11月から44年9月までの11か月分の保険料が含まれている上、申立人が納付した時点では、44年4月から45年3月までの12か月分の保険料は時効により定額納付ができず、第1

回特例納付でしか納付できない時期であったが、納付された保険料は特例納付の保険料ではなく、定額納付の保険料で計算されており、収納事務処理に不合理な点がみられる。この結果、後日、社会保険事務所は、納付した時点で時効になっていた44年4月から45年3月までの12か月分について、定額納付から保険料が高い特例納付に変更し、納付額に不足額が生じたことから、不足額に充当するために申立期間を定額納付から未納に変更し、それでも不足する150円を追加納付させている。

以上のように、行政側の不合理な事務処理がみられる上、申立人は、申立期間以後、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険からの切替えも適切に行っていることを踏まえると、申立期間に係る保険料についても、追加分が必要であれば納付したと考えるのが自然である。

なお、社会保険事務所は、納付から約25年後の平成9年2月7日になって、本来未納期間に充当すべき保険料である厚生年金保険被保険者期間であった昭和43年11月から44年9月までの11か月分の保険料を還付している上、同期間は、特例納付の保険料で収納していたことから4,950円を還付すべきであったが、誤って定額納付の保険料で計算した2,650円を還付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和23年5月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは7,800円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年5月4日から24年5月1日まで
社会保険事務所で母親の年金記録の確認をした際に、遺族年金を受給していることから配偶者の記録も照会したところ、A社B事業所に勤務していた昭和23年5月4日から24年4月30日までの期間について、厚生年金保険の加入記録の確認ができなかった。C社に問い合わせたところ、当該期間の勤務が確認されたので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻（入院中のため、長男が代理）が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和23年5月4日にA社D事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の同僚の社会保険事務所の記録から昭和23年5月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは7,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、保険料を納付していたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年2月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月17日から同年3月16日まで

昭和40年2月17日にC社D事業所から関連会社であるA社B事業所に勤務地が変更となったが、その時から1か月間（40年2月17日から同年3月16日まで）の厚生年金保険の加入記録が抜けているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所発行の退職金明細書の勤続期間の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年2月17日にC社D事業所からA社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月20日に、資格喪失日に係る記録を39年8月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月20日から39年8月17日まで

私は、昭和38年7月1日に前の会社を辞め、同月20日ごろA社B支店に入社し、45年7月20日に退職するまで継続的に勤務していました。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録がありません。

保険料の控除については、給与明細書が無いので不明ですが、入社当時、厚生年金証書を会社に提出した記憶があります。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が昭和38年7月20日からA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店は、昭和39年8月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同支店の従業員は、適用事業所になる以前は、「A社」において被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人と同様の業務に従事していた複数の元同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無く、継続して勤務していたと証言しており、これら複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年7月から39年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和36年7月1日、資格喪失日に係る記録を37年4月6日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から37年4月6日まで

私は、昭和31年4月から平成12年3月まで45年間、A社に勤務したが、同社B事業所に勤務した昭和36年7月1日から37年4月6日までの厚生年金保険の加入記録が抜けているので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び同社作成の退社台帳並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年7月1日に同社C事業所から同社B事業所に異動、37年4月6日に同社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い

ことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額(22万円)であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年8月1日から14年8月22日まで

私が勤務していたA社について、厚生年金保険の記録では、平成13年8月1日に標準報酬月額が22万円から9万8,000円に変更されているが、同年5月から7月までの出勤日数が各月共20日以上無かったのに改定されるのは納得できない。

また、厚生年金保険料についても22万円の標準報酬月額で給与から控除されていることから、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給料台帳から、申立期間のうち、平成13年8月から同年12月までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額(22万円)を基礎とする厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人の標準報酬月額については、平成13年8月から同年12月までを22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の給料台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、平成13年8月から同年12月までの期間について一致していないことから、事業主は給料台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬

月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 1 月から同年 7 月までの期間については、当該事業所の給料台帳に申立人の氏名は無く、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないことから、申立人が主張する報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失年月日に係る記録を昭和43年1月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から43年1月29日まで
昭和42年12月1日付けで、A社B営業所の開設のため異動し、給料は本社から支給されていたので、空白があるとは考えられない。

昭和42年12月1日から43年1月29日までを厚生年金保険の加入期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年11月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って昭和42年12月1日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和39年8月26日、資格喪失日は40年7月15日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から40年7月15日まで

昭和39年8月から40年7月ごろまで、A社で働いていた期間の厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、当該記録は見当たらないとの回答をもらった。

短期間の勤務だったので、詳しいことは覚えていないが、私を含め女性事務員2人、男性作業員5、6人が働いていたと思う。この期間、厚生年金保険に加入していたと思うので申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと供述しているところ、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と旧姓、名前、生年月日、種別（性別）が一致する厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、申立期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立人は、同僚の中に、Bという姓の女性事務員がいたことや、事業所名が漢字からカタカナに変更になったことを供述しているほか、厚生年金保険の資格取得日及び喪失日も当該名簿にある記録と一致している。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた元同僚から、「申立人が申立期間中に当該事業所に勤務したことは間違いない。」との証言が得られた。

加えて、社会保険事務局に照会したところ、申立人の記録である可能性

が非常に高いと推測されるとの回答であった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 39 年 8 月 26 日に被保険者資格を取得し、40 年 7 月 15 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録により、1 万 6,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月1日から44年10月1日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和43年10月1日にC社D支店で資格喪失、44年10月1日にA社B支店で資格取得となっており、1年間の空白が生じていました。

両社は関連会社であり、勤務は継続していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、雇用保険の記録及びA社が保管する社員名簿から判断すると、申立人は、昭和43年10月1日からA社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所に保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者原票の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年8月30日から23年1月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を23年1月27日に訂正し、21年8月及び同年9月の標準報酬月額を240円、同年10月から22年5月までの標準報酬月額を300円、同年6月から同年12月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和21年8月から22年12月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月30日から24年4月1日まで

私は、昭和18年12月3日から24年3月31日までA社に勤務したが、ねんきん特別便により当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格喪失日が21年8月30日となっており、同日から24年4月1日までは未加入となっていた。

昭和24年3月31日まで勤務したのに、勤務期間のうち前半だけ加入しているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年8月30日から23年1月27日までの期間については、申立人の業務内容に関する申立内容及び申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が23年1月26日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同様の業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人は「A社は、戦後、民間の会社として再出発した後、従

業員の賃上げを求める労働組合活動に参加した。」と供述しているところ、当該事業所の従業員が加入していたと推測される労働組合は申立期間当時に設立されており、かつ、労働組合活動が全国的に活発になるのは 22 年から 23 年ごろであり、申立人の申立期間と一致している。

加えて、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人が名前を挙げた複数の同僚の資格喪失日は昭和 22 年から 23 年であり、申立人と同様の業務に従事していた同僚の資格喪失日が 23 年 1 月 27 日となっていることから、申立人の資格喪失日も同日であることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた同年代の同僚の記録から判断すると、昭和 21 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額を 240 円、同年 10 月から 22 年 5 月までの標準報酬月額を 300 円、同年 6 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和 33 年に解散し、当時の事業主及び役員の所在は判明せず、事情を確認することはできない上、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 1 月 27 日から 24 年 4 月 1 日までの期間については、申立人の申立内容から当該事業所に在籍していたことは推認することができるものの、申立人と同様の業務に従事していた同僚が、いずれも 23 年 1 月 27 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から同年12月までの期間、45年2月から同年4月までの期間及び53年8月から56年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月から同年12月まで
② 昭和45年2月から同年4月まで
③ 昭和53年8月から56年8月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を確認できないとの回答をもらった。国民年金保険料については、母親及び妻が納付してくれていたはずで、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（電算台帳）では、国民年金被保険者の資格取得日が昭和62年5月21日となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間となっている。

さらに、上記名簿では、昭和62年5月21日の資格取得は新規取得となっており、その事務処理が行われた日が同年7月27日となっていることから、このころに国民年金の最初の加入手続が行われたものと推測される。

加えて、申立人は、申立期間当時A市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されて、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年3月まで

申立期間は、私が大学を卒業して家業を継ぐと同時に国民年金に加入した時期に当たる。私及び母の記憶では、国民年金保険料は地元の納税組合を通して間違いなく納めていた。

一緒に納付していた両親の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納税組合を通じて納めたと主張しているが、申立人の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号は昭和53年10月に払い出されており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料は過年度分に当たり、納税組合で納付することができない。

さらに、当該納税組合は既に解散しており、また、当該納税組合が存在していた当時の関係者からも申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、過年度納付及び特例納付をした記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から63年6月まで
22歳ごろ、母親に勧められて国民年金に加入し、さかのぼって未納分を支払うための手続をした。未納分については、通常の納付書とは別に茶色の縁がある納付書をもらい、A区役所B出張所で納付した。
手続をした際、区役所の窓口職員から、これで年金は満額もらえる旨の話がされた記憶があるので、未納となっている月は無いはずである。
申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22歳ごろに、A区役所B出張所の窓口で申立期間の国民年金保険料を全額納付したとするが、C社会保険事務所を通じて調査したところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成2年9月25日であり、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人は申立期間に係る保険料を、A区役所B出張所の窓口で納付したとするが、A区役所では、過年度分の保険料は納付できない。

さらに、申立人が、申立期間中に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、加入手続の時期や納付に係る記憶も不明瞭である。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの期間は未加入期間であるとの回答をもらった。

母が、国民年金の加入手続をしてくれた昭和 48 年 1 月以降はすべて納付しており、未納ということはありません。

もしも、申立期間が未納ならば、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの分が還付されるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 58 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間となることから、納付書の発行は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の夫が加入していた共済組合において、昭和 58 年 9 月 18 日に夫の被扶養者として認定されていることが確認でき、同月ごろに国民健康保険の被保険者資格を喪失する手続を行ったものと考えられるが、同時に国民年金の資格喪失手続を行ったものと推測され、社会保険庁の記録を裏付ける事情ともなっている。

加えて、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から 37 年 8 月まで

私は、昭和 36 年 2 月から 37 年 8 月まで A 市にあった B 社に勤めた。その後、中学校の同級生であった C 氏を会社に紹介して一緒に働いた。仕事の内容も同じであるのに、後から入社した C 氏が社会保険に加入していて、先に入社した私が社会保険に加入していないのはとても考えられない。証拠は何も無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、B 社における厚生年金保険の新規適用年月日が昭和 37 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に廃業していることから、当時の状況の詳細は不明であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、元同僚からは、申立人が勤務していたとの証言があるが、勤務期間が明確ではなく、申立人の記憶も曖昧なため、勤務したことは推認することができるが、勤務期間の特定は困難である。

なお、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
昭和 15 年 4 月から 18 年 3 月まで、A 社（現在は、B 社）の技能者養成所（企業内教育機関）で、3 年間普通学科と作業実習を行い、18 年 3 月卒業までの間、制服、制帽、専門教科書及びいくらかの給与等の支給を受けていた。卒業と同時にそのまま同社社員として入社し、申立期間の 1 年間勤務して、その後、19 年 5 月 21 日に海軍に入隊した。19 年 3 月ごろ、海軍に志願するので健康保険証を使い病院で受診した。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所から「申立人に係る人事記録や厚生年金保険加入記録等は保存しておらず、確認できない。」との回答があり、また、当該事業所に係る社会保険庁の職歴審査照会回答票にも、申立人の加入記録は存在しない。

さらに、申立人から紹介があった元同僚 13 名の当該事業所における厚生年金保険の加入記録を調査したが、確認することはできなかった。

なお、元同僚は、「技能者養成所終了後、昭和 18 年 4 月に当該事業所に勤務したが、年金保険は、厚生年金保険ではなく、郵便年金に加入しており、20 年 6 月に派兵が決まり事業所を退職した時に、一時金として支給を受けた記憶がある。当時ほとんどの社員がそのような取扱いをなされていたと思う。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から27年1月1日まで
② 昭和39年4月3日から同年7月10日まで
③ 昭和50年12月26日から51年4月1日まで

申立期間①はA事業所（後の、B事業所）所有の船舶Cに乗っており、船員手帳は紛失したが、昭和25年7月から従事し、引き続き32年1月まで働いた。

申立期間②はD事業所所有の船舶E及び船舶Fに乗っていた。

申立期間③はG事業所所有の船舶Hに乗っており、昭和50年5月から51年12月まで通年で働いた。

申立期間②及び③については、船員手帳に明記されているので間違いありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、当該事業所は平成18年7月26日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、現在の事業主は、同年2月に会社を任意整理したため関係書類が無く当時の状況は不明としているため、当該事業所における雇用の確認ができない。

また、申立人がただ一人記憶している元同僚も申立期間の記録が無い。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿を確認したところ、社会保険庁の記録どおりの記載となっており、それ以前に申立人の氏名は無い。

申立期間②について、提出された船員手帳によると、申立人が申立期間

において、船舶E及び船舶Fに乗り組み、雇用されていたことは確認できる。

しかし、上記船員手帳には、船員保険の資格の得喪、標準報酬月額等に関する記載が無く、同手帳により申立人が申立期間において船員保険の被保険者であった事実を確認することはできない。

また、事業主は既に亡くなっているため事業主の弟から事情聴取したが、申立人に係る船員保険の適用、船員保険料の控除について、これらを確認できる関連資料や証言は得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できず、被保険者証番号に欠番も無い。

申立期間③について、提出された船員手帳によると、申立人が申立期間において、G事業所に雇用され、船舶Hに乗っていたことは確認できる。

しかし、当該船舶の元船長及び元同僚は、「当時、申立期間である冬期間は休漁期であった。」と証言しており、元船長及び元同僚も申立人と同様に昭和50年12月26日に資格を喪失している。

また、事業主は既に亡くなっており、当該事業所も平成20年3月18日に船員保険の適用事業所ではなくなっているため関係資料等の確認ができない。

さらに、社会保険事務所が保管する船舶所有者別被保険者名簿において、申立人の記録は社会保険庁の記録どおりとなっており、かつ、同名簿の被保険者証番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①、②及び③共に、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 12 月 31 日まで
昭和 58 年から 59 年まで A 市の B 社 C 営業所に勤務していた。

昭和 58 年 6 月、当該事業所の勤務期間中に入院したことがあり、健康保険証を使用しましたので、会社は厚生年金保険にも加入していたはずです。

この期間を厚生年金保険加入期間として認めて、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人が勤務したとする B 社 C 営業所に係る社会保険庁の記録を調査したが該当する事業所は無い上、D 社会保険事務局及び当該事業所の本社を管轄すると思われる E 社会保険事務所が保管する事業所記号払出簿を確認するも、該当する事業所名は見当たらないことから、当該事業所は適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人が一緒に働いたとする上司で営業所長の F 氏(昭和 20 年あるいは 21 年生まれ)について、厚生年金保険の加入記録を調査したが、該当する者は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 37 年 12 月まで

前職場での勤務期間中、昭和 35 年 2 月に自動車運転免許を取得し、同年 9 月に職業安定所から A 社（現在は、B 社）を紹介され、社長・専務と面接し明日からでも働いてほしいと言われたが、前職場と話し合い、同年 10 月から入社することとなりました。

昭和 39 年 1 月、A 社の専務や常務の勧めもあり、取引先だった C 社 D 営業所へ転職しました。

A 社は、本社、E 支店のほか、社長がホテル等も経営していました。

A 社での在職は、昭和 35 年 10 月から 39 年 1 月までの 39 か月であるのに、今回のねんきん特別便では、年金加入記録が 37 年 12 月から 39 年 1 月までの 13 か月しかないので再度調査をお願いいたします。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人の失業保険被保険者資格取得確認通知書には、資格取得日が昭和 37 年 11 月 1 日、取得原因は新規雇用と記載されており、この日付と事由をもって A 社が F 公共職業安定所に届出したことが確認できる。

また、申立人が、当時の事情を一番よく知っているとする上司の元取締役は、申立人は最初見習社員でその後正社員になったとし、当該上司及び一緒に勤務した同僚は、厚生年金保険の加入について、「一般的に職業安定所からの紹介者は、短期間で辞める者もいたので長く働くか様子を見てから加入させる扱いだった。」と証言をしている。

さらに、申立人が、申立人より先に入社したとする他の同僚は、「自分の A 社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 36 年 3 月 1 日となって

おり、申立人が自分より後から入社したのは確実なので、申立人の資格取得日は36年3月以降である。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会したところ、A 社における記録について、昭和 62 年 8 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間が空白となっていた。

A 社には、途中で退職することなく、昭和 59 年 11 月から継続して勤務しており、給与明細書のとおり、保険料が控除されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業所保管の給与支払明細書により、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、i) 申立人の供述及び上司の証言により、申立人は、昭和 59 年 11 月 1 日入社以降、一貫して経理責任者として一人で、経理事務に従事し、被保険者資格の得喪の届出及び保険料納付等の事務に携わっており、当該事業所の運営に欠くことができない存在であったこと、ii) 社会保険事務所が管理している申立人に係る被保険者原票を確認すると、62 年 8 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 9 月 4 日に健康保険証を返納した後、同年 10 月 1 日に被保険者資格を再取得した記録があること、iii) 申立人の雇用保険の記録は同年 2 月 21 日に被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に被保険者資格を再取得した記録があることなどから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第 1 条第 1 項但書の規定により、当該事業主が申立期間に係る保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とはならない。